

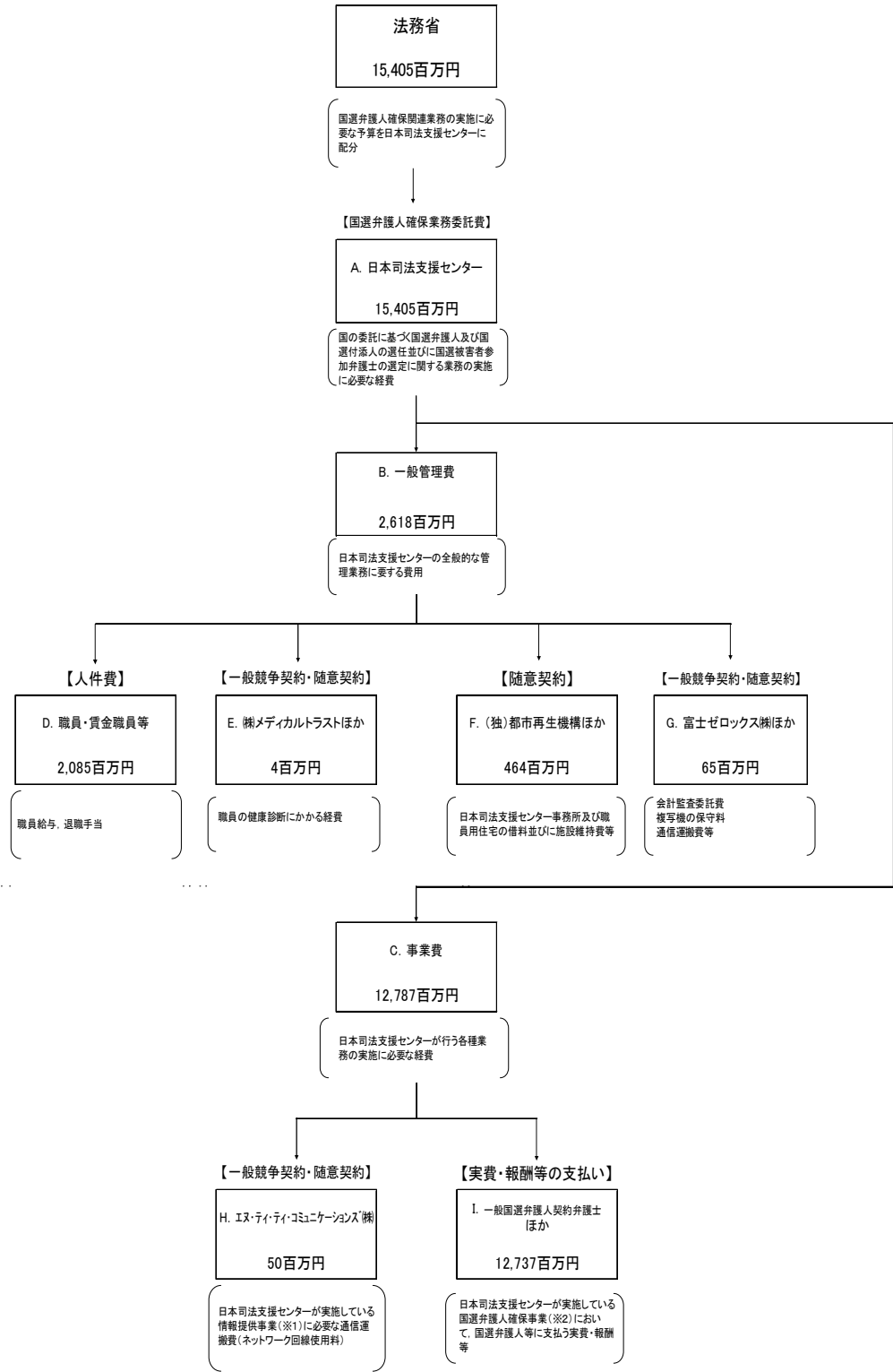
平成25年行政事業レビューシート (法務省)

事業名	国選弁護士確保業務委託		担当部局	大臣官房司法法制部		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	開始年度：平成18年度 終了年度：未定		担当課室	司法法制課		司法法制課長 松本 裕		
会計区分	一般会計		政策・施策名	司法制度改革の成果の定着に向けた取組 I-2-(1)総合法律支援の充実強化				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	総合法律支援法		関係する計画、通知等					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	全国的に、国選弁護士及び国選付添人の選任や国選被害者参加弁護士の選定が迅速かつ確実に行われる態勢の確保を目的としている。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	日本司法支援センターでは、国からの委託に基づき、国選弁護士、国選付添人及び国選被害者参加弁護士になろうとする弁護士との契約、国選弁護士候補等の指名及び裁判所への通知など、国選弁護士及び国選付添人の選任並びに国選被害者参加弁護士の選定に関する事務のほか、国選弁護士、国選付添人及び国選被害者参加弁護士に対する報酬等の支払いなどを行う。							
実施方法	□直接実施 ■委託・請負 □補助 □負担 □交付 □貸付 □その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求		
	予算の状況	当初予算	15,548	14,793	15,445	15,686	16,080	
		補正予算	0	0	222			
		繰越し等	0	574	0	0		
		計	15,548	15,367	15,667	15,686	16,080	
	執行額	14,786	15,323	15,405				
執行率 (%)	95.1%	99.7%	98.3%					
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (年度)
	・地方事務所(支部を含む)55箇所のうち、概ね所定の目標時間内に国選弁護士候補の指名通知が行われた地方事務所の数		成果実績	箇所	55	55	55	
			達成度	箇所	55/55	55/55	55/55	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	国選弁護士契約弁護士数		活動実績 (当初見込み)	人	19,566	21,259	22,550	-
	国選付添人契約弁護士数		活動実績 (当初見込み)	人	6,564	7,701	8,703	-
	国選被害者参加弁護士契約弁護士数		活動実績 (当初見込み)	人	2,476	3,014	3,335	-
	被疑者国選弁護事件受理件数		活動実績 (当初見込み)	件	70,917	73,209	73,664	-
	被告人国選弁護事件受理件数		活動実績 (当初見込み)	件	69,634	67,374	63,695	-
	国選付添事件受理件数		活動実績 (当初見込み)	件	423	469	419	-
	国選被害者参加弁護士選定請求件数		活動実績 (当初見込み)	件	231	282	302	-
	単位当たりコスト		算出不可	算出根拠	日本司法支援センターは、国選弁護士確保業務を行うための経費として、国選弁護士確保業務委託費の配分を受けているほか、情報提供業務等を行うための経費である日本司法支援センター運営費交付金からも配分を受けているところ、運営費交付金のうち、部門別の一般管理費を切り出すことは困難であることから、活動実績1単位当たりのコストを算出することはできない。			
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	国選弁護士確保業務等委託費	15,686百万円	16,080百万円	国選付添事業の対象事件範囲の拡大による経費の増等によるもの。				
	計	15,686百万円	16,080百万円	「新しい日本のための優先課題推進枠」625				

事業所管部局による点検													
項目		評価	評価に関する説明										
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	日本司法支援センターの国選弁護士確保業務は国の委託に基づくものと定められており、国選弁護人の活動に伴い発生する報酬及び費用は必ず支出しなければならない義務的経費であることから、広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業である。									
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○										
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○										
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	支出先の選定については、一般競争入札を行ったり、少額随意契約であっても複数業者から見積書を徴収するなどにより、競争性を担保している。									
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○										
	単位当たりコストの水準は妥当か。		—										
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		—										
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○										
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		—	契約弁護士数は年々増加しており、かつ、裁判所に対する国選弁護士候補の指名通知も概ね所定の目標時間内に行われていることから、全国的に、国選弁護士及び国選付添人の選任や国選被害者参加弁護士の選定が迅速かつ確実に行われる態勢が確保されている。									
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		—										
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○										
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		—										
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名										
点検結果	日本司法支援センターの業務の実施に当たり、各種契約のうち、一部、随意契約を行っている契約について、現在、可能な限り国の会計基準に準じた形での競争入札を実施しているほか、複数年契約とすること等によりコストの削減に努めているところであり、これらの取組を更に推進することにより、引き続き一層の経費削減を図る。												
外部有識者の所見													
外部有識者による点検対象外である。													
行政事業レビュー推進チームの所見													
事業内容の改善	執行実績を踏まえ、各種経費の見直しを図るべきである。												
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況													
縮減	所見のとおり、調査費の調査対象箇所数を見直すことにより、経費を削減した。 (▲1百万円)												
備考													
<p>日本司法支援センターは、上記の国から委託を受けた国選弁護士確保業務を行うための経費として国選弁護士確保業務等委託費(以下「委託費」という。)の配分を受けているほか、情報提供業務、民事法律扶助業務、司法過疎対策業務を行うための経費として日本司法支援センター運営費交付金(以下「交付金」という。)の配分も受けている。</p> <p>日本司法支援センターの業務運営に必要な経費のうち、人件費や一般管理費などは、これらの業務全てに共通して必要となるため、それぞれの業務量に応じて交付金及び委託費から支出されている。</p> <p>(参考)交付金と委託費の予算上の割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>交付金</th> <th>委託費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人件費</td> <td>約66.6%</td> <td>約33.4%</td> </tr> <tr> <td>一般管理費(人件費を除く)</td> <td>約82.9%</td> <td>約17.1%</td> </tr> </tbody> </table>						交付金	委託費	人件費	約66.6%	約33.4%	一般管理費(人件費を除く)	約82.9%	約17.1%
	交付金	委託費											
人件費	約66.6%	約33.4%											
一般管理費(人件費を除く)	約82.9%	約17.1%											
関連する過去のレビューシートの事業番号													
平成22年	0006	平成23年	0006	平成24年	0006								

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)



※1 情報提供事業

法的トラブルを抱えた者に対して相談内容に応じた最適な法律制度に関する情報や、相談窓口に関する情報を無料で提供する業務

※2 国選弁護士確保事業

国からの委託に基づき、国選弁護士及び国選付添人の選任並びに国選被害者参加弁護士の選定に関する事務のほか、国選弁護士、国選付添人及び国選被害者参加弁護士に対する報酬等の支払いを行う業務

費目・用途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と用途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.日本司法支援センター			E.メディカルトラスト(株)		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
一般管理費	役員給与、退職手当、管理諸経費、施設経費、執務体制整備等経費	2,618	雑役務費	産業医業務委託	1
事業費	情報提供事業経費、国選弁護士確保事業経費	12,787			
計		15,405	計		1
B.一般管理費			F.(独)都市再生機構		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
役員給与	職員の給与	2,056	借料	職員住宅の借上	48
退職手当	職員の退職手当	29			
管理諸経費	職員厚生費	4			
施設経費	事務所借上料、職員住宅借上料、事務所維持管理費	464			
執務体制整備等経費	職員の執務体制整備経費、研修実施経費、会議等開催経費、赴任旅費等	65			
計		2,618	計		48
C.事業費			G.富士ゼロックス(株)		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
国選弁護士確保事業経費	国選弁護士に対する報酬等経費	12,737	雑役務費	複写機保守料	22
情報提供事業経費	情報提供システム等整備経費	50			
計		12,787	計		22
D.職員			H.エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
役員給与	職員の給与	5	通信運搬費	ネットワーク回線使用料	50
計		5	計		50

支出先上位10者リスト(委託費)

D

日本司法支援センター(以下「支援センター」という。)が職員に支払う給与及び退職金は、支援センターが定める規程(役員報酬規程、役員退職規程、職員給与規程、職員退職手当規程等)に基づき、支給している。

E

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	株式会社メディカルラスト (一般競争入札)	産業医業務委託	1	1	92.70%
2	株式会社保健同人社 (一般競争入札)	総合メンタルヘルスケア体制構築業務	0.5	2	44.57%
3	一般財団法人日本健康管理協会 (少額随契)	健康診断経費	0.3	随意契約	—
4	一般財団法人宮城県成人病予防協会 (少額随契)	健康診断経費	0.1	随意契約	—
5	公益財団法人結核予防会 (少額随契)	健康診断経費	0.1	随意契約	—
6	医療法人和松会大和健診センター (少額随契)	健康診断経費	0.1	随意契約	—
7	一般財団法人医療情報健康財団健康財団クリニック (少額随契)	健康診断経費	0.1	随意契約	—
8	一般社団法人浦和医師会 (少額随契)	健康診断経費	0.1	随意契約	—
9	医療法人社団進興会 (少額随契)	健康診断経費	0.1	随意契約	—
10	社団法人静岡市静岡医師会 (少額随契)	健康診断経費	0.1	随意契約	—

F

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	独立行政法人都市再生機構	職員住宅借料	48	随意契約	—
2	有限会社鍋木	事務所借料	35	随意契約	—
3	石森不動産株式会社	事務所借料	32	随意契約	—
4	日本生命保険相互会社	事務所借料	15	随意契約	—
5	株式会社大林組	事務所借料	15	随意契約	—
6	三菱UFJ信託銀行株式会社	事務所借料	11	随意契約	—
7	朝日生命保険相互会社	事務所借料	10	随意契約	—
8	株式会社産業貿易センター	事務所借料	8	随意契約	—
9	東京建物株式会社	事務所借料	7	随意契約	—
10	中央地所株式会社	事務所借料	7	随意契約	—

G

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	富士ゼロックス株式会社 (一般競争入札)	複写機保守料	22	2	20.40%
2	株式会社エヌ・ティ・ティ・コム	携帯電話使用料	6	随意契約	—
3	エコamil株式会社 (一般競争入札)	複合機保守料	6	2	57.12%
4	有限責任監査法人トーマツ	会計監査報酬	5	公募(3)	—
5	日本郵便株式会社	通信運搬費	3	随意契約	—
6	NTTファイナンス株式会社	一般電話回線使用料	2	随意契約	—
7					
8					
9					
10					

H

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱	IP電話回線使用料	50	随意契約	-
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

I 契約弁護士報酬

支援センターが一般国選弁護士契約弁護士に支払う報酬等は、財務大臣と協議を行い、かつ、最高裁判所及び日本司法支援センター評価委員会に意見を求めた上で法務大臣が承認する各種契約約款に基づき、個々の国選弁護事件の弁護活動の内容に応じて算定している。

以下の金額は、支援センターが平成24年度中に受理・選定した国選弁護事件(138,080件)に係る一般国選弁護士契約弁護士への報酬のほか、一般国選弁護士契約弁護士及び常勤弁護士に係る旅費・処理実費や通訳人に支払われる通訳費用の総額である。

費目	使途	金額(百万円)
報酬	一般国選弁護士契約弁護士(のべ132,736名)	12,120
通訳費用	通訳人	225
旅費	一般国選弁護士契約弁護士及び常勤弁護士	127
処理実費	一般国選弁護士契約弁護士及び常勤弁護士	265

(注)

一般国選弁護士契約弁護士…支援センターとの間で、国選弁護人として取り扱う個々の事件ごとに支給すべき報酬及び費用が決められる契約を締結している弁護士。

常勤弁護士…支援センターと雇用契約を結んだ弁護士。常勤弁護士は、国選弁護人として取り扱う個々の事件ごとに報酬及び費用が決められることなく、支援センターから支給される給与のみで活動している。